

多様な言語の保存と文化の持続的な発展を目指す台湾の言語教育：
屏東における日本語教師としての経験をもとに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学サステナビリティ研究所 公開日: 2025-03-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 林, 祥史 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000521

多様な言語の保存と文化の持続的な発展を目指す台湾の言語教育 ～屏東における日本語教師としての経験をもとに～

Language Education Promoting Linguistic Diversity and Sustainable Cultural Development
in Taiwan from the Perspective of Japanese Language Teacher in Pingtung

林 祥 史*
Yoshihito HAYASHI

1. はじめに

本稿では中華民国（以下、台湾）における言語教育について考察する。とりわけ環境教育の観点から SDGs における「10. 人や国の不平等をなくそう」と関連付け、台湾で 2019 年に施行された「國家語言發展法」（国家言語發展法）について述べる。また、筆者自身の台湾での公立中学校における日本語教師の経験および現職の高等専門学校や前職の札幌での高等学校における英語教員としての経験をもとに現地の現状について考察する。

2. 「國家語言發展法」の目的

まず、台湾における最高法規である中華民國憲法の第 21 条には「人民有受國民教育之權利與義務」（人民は、国民教育を受ける権利及び義務を有する）¹とあり、第 160 条には「六歳至十二歳之學齡兒童、一律受基本教育、免納學費。～（略）～」(六歳から十二歳の学齡兒童は、一律に基本教育を受ける。学費の納付を免除する)²とある。日本国の法規と比較すると、中華民國憲法の第 21 条は日本国憲法の第 26 条「教育を受ける権利と義務教育」に相当し、第 16 条は日本国憲法第 26 条やその第 2 項の規定を受けた教育基本法第 4 条の「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」という義務教育に相当している。³義務教育の期間などに差異はあるものの一律に義務教育を無償とし、国公立義務教育諸学校における授業料不徴収を明確にした点で類似点が見られ、台湾と日本における教育の基本理念やそれに基づく制度には一定の共通点があると考えられる。

次に、多様な言語の保存と文化の持続的な発展に関する法規だが、台湾ならではの民族構成やその使用言語が大きく関係し、日本国の法規には見られない法整備がなされている。中でも、2019 年 1 月 9 日に施行された「國家語言發展法」は台湾における言語の保存と文化の発展に

1 台北中日経済文化代表処 https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/142.html

2 台北中日経済文化代表処 https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/165.html

3 文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_04.htm

* 武蔵野大学サステナビリティ研究所客員研究員／和歌山工業高等専門学校助教

受理日：(2024 年 11 月 1 日)

発行日：(2025 年 2 月 28 日)

大きく寄与している。中華民国文化部の説明によれば、本法は台湾のエスニックグループそれぞれの言語の持続に対する責任を担い、多様、寛容、尊重といった台湾の文化的価値を確実なものとしていく目的のため、行政部が国家言語の保存や復興といった業務を着実に推進していく意義が記され⁴、その第一条には、

為尊重國家多元文化之精神、促進國家語言之傳承、復振及發展、特制定本法。
國家語言之傳承、復振及發展、除其他法律另有規定外、依本法之規定。

とあり、まさに上記の文化部の説明の目的が記されている。

次に規定すべきは本法における「國家語言」（国家言語）とは何を指すのかという点である。なぜなら台湾においては「國語」「台湾華語」と呼ばれるいわゆる中国語、中国大陆南部から伝わってきた閩南語から派生した「台語」と呼ばれる台湾語など様々な言語が使用されているからだ。

そして、「國家語言」の定義は本法の第3条で次のようになされる。

本法所稱國家語言、指臺灣各固有族群使用之自然語言及臺灣手語。

つまりここで「國家語言」とは台湾固有のエスニックグループそれぞれが使用する自然言語と台湾手話であると明確に規定されている。

また続く第4条では、

國家語言一律平等、國民使用國家語言應不受歧視或限制。

と記され、第3条で述べられた「國家語言」がいかなる差別も制限もあってはならないとすべて平等であると記される。

では、具体的にその「台湾固有のエスニックグループそれぞれが使用する自然言語と台湾手話である」とはどの言語を指すのかという点だが、それは2003年に出された本法の草案にあたる「語言平等法草案」第2条第3項に以下のように定義されている。

國家語言：國家語言係包括國內使用中之各原住民族語
（阿美族語、泰雅族語、排灣族語、布農族語、噶瑪蘭族語、
卑南族語、魯凱族語、鄒族語、賽夏族語、雅美族語、邵族語等）、
客家話、Ho-lo 話（台語）、華語。

つまり、台湾において広く使われる國語や台語のみならず客家語や他の原住民族の言語も含むと規定されている。

4 中華民国文科部「國家言語發展法」<https://www.moc.gov.tw/jp/cp.aspx?n=329>

これで、「國家語言」が具体的にどの言語を指すのかは判明したのだが、次の疑問として何故草案では明記してあったこの「國家語言」の定義を本法では記載しなかったのであろうか。

その答えは本法を立法した行政文化部が本法に関して日本人向けに説明している web サイト⁵で明確に以下のように述べている。

「国家言語發展法」立法の精神は、伝承の危機に直面するエスニックグループの言語の保存、復興、平等発展を確実に保障することであり、「公用語」を定めるのではなく、多様な言語の保存と文化の持続的な発展という観点から計画されたものです。

台湾固有のエスニックグループそれぞれが使用する自然言語と
台湾手話全ての伝承と発展が保障され、「言語の消滅、断絶」の危機を着実に改善し、
台湾の各エスニックグループの歴史と文化が、世代を超えて伝承され、
この土地の文化が豊かになることを期待するものです。

ここでは「公用語」と記されているが、つまり意図的に特定の言語を「國家語言」として定めることで多様な言語の保存と文化の持続的な発展が妨げられてはならない、という狙いがうかがえる。

また、本法が成立する過程においても、その成立直前にあたる 2017 年 6 月に「原住民族語言發展法」、「客家基本法」改正法が 2018 年 1 月に公布、施行されていたことも注目し得る。なぜなら、そこでは先住民族の言語と客家語のみを「國家語言」と明確に定め、先住民族の言語と客家語以外の言語を対象とした復興や保存に関する法的根拠が何もなくあったからである。そして、それゆえに文化部は台湾社会の多様な言語文化と各エスニックグループの言語の共栄発展を保障するため本法を立法したのである。

なお本 web サイトでは、

「国家言語發展法」は、法律によってエスニックグループそれぞれの言語の名称を明記していません。それは、各エスニックグループの使用者がいつも使用している命名の権利を尊重するためです。

（中略）

エスニックグループが承認された後、そのエスニックグループの言語が保障の対象となるようにしています。

（中略）

「多文化共生」を原則として、名称それぞれが意味するところを慎重に位置付けます。

と、「多文化共生」という原則のもと本法の意義を明記する。

この「多文化共生」は台湾においては重要でより慎重な配慮が必要となる。なぜなら、台湾では原住民族を含めた様々なエスニックグループが存在し、憲法で保証された教育を受ける権利を

5 中華民国文科部「国家言語發展法」<https://www.moc.gov.tw/jp/cp.aspx?n=329>

すべての国民が享受するからだ。そして、本法立法の目的にあるように、多様な言語文化の発展を伝承、維持し、エスニックグループそれぞれの母語使用者の教育、伝播、公共サービスを受ける権利を保障することで、現在直面している言語断絶の危機改善が可能となるからである。

3. 「国家言語發展法」の現状

では、2019年1月1日に施行された本法だが、現状どのように運用されているのであろうか。

2021年12月の公視新聞網 web サイトのニュース⁶によると、日本の小学校にあたる「國小」では台湾語、客家語、原住民語、馬祖語、台湾手話などの授業が全学年毎週一授業で義務化されており、2022年からは中学校にあたる「國中」では1、2年生が毎週一授業、一方で3年生は選択科目となっており、高等学校にあたる「高中」においては2単位分が必要となっていると記載されている。

またそれまでの変遷を辿ってみると、第一段階として2019年7月から翌2020年11月までの期間が学習指導要領の検討、審議、そして公布が行われ、次に2022年までの期間を教科書編集とその使用にあてられる。その上で、教育部指定カリキュラムでの国家言語授業の運用が2022年度から段階的に実施され、それが上記の運用期間にあたる。

一方で、問題も発生している。上記のニュースには次のような教育部長のコメントが掲載されている。

教育部長、潘文忠表示：

「包含原住民族的語言、有非常多的語言可能在目前來講、
師資的這部分會是一個比較大的挑戰。」
潘文忠坦言本土師資是下個挑戰。

つまり、課題は原住民言語における教員不足である。この点に関しては文化部も当該 web サイトで今後の課題として挙げており「今後、学生の教育を受ける権利、選択する権利の保障を原則として、学生が国家言語を学ぶのに適した履修方法や適切な授業時間を制定するため、関係省庁や地方の教育監督機関と、関連する内容や規定を検討します。また、教員育成や教育資源の充実も積極的に進めます」と述べている。⁷

現状の原住民言語の教育に関しては私自身が2016年に実施した日本語教師のインターンシップで教鞭を取った屏東市での経験が思い出される。屏東市は台湾南部、屏東県の県轄市で赴任当時20万あまりの人口を有していた。屏東市から24 km離れた場所には台湾原住民族文化園区と呼ばれる原住民に関する施設があるなど、パイワン族やルカイ族の集落が多い原住民との繋がりが強い地域である。また、屏東県中部に位置する萬巒郷では客家系の住民が多く、その猪脚（豚足）は名物となっている。以上のように、屏東は多様なエスニックグループが混在する地域といえる。⁸

6 公視新聞網「111 學年度起 本土語言列入中小學必修課」<https://news.pts.org.tw/article/556757>

7 中華民國教科部「国家言語發展法」<https://www.moc.gov.tw/jp/cp.aspx?n=3299>

8 「旅する台湾・屏東（へいとう）あなたが知らない人・食・文化に出会う場所」、一青妙 山脇りこ 大洞敦史、2023 年、

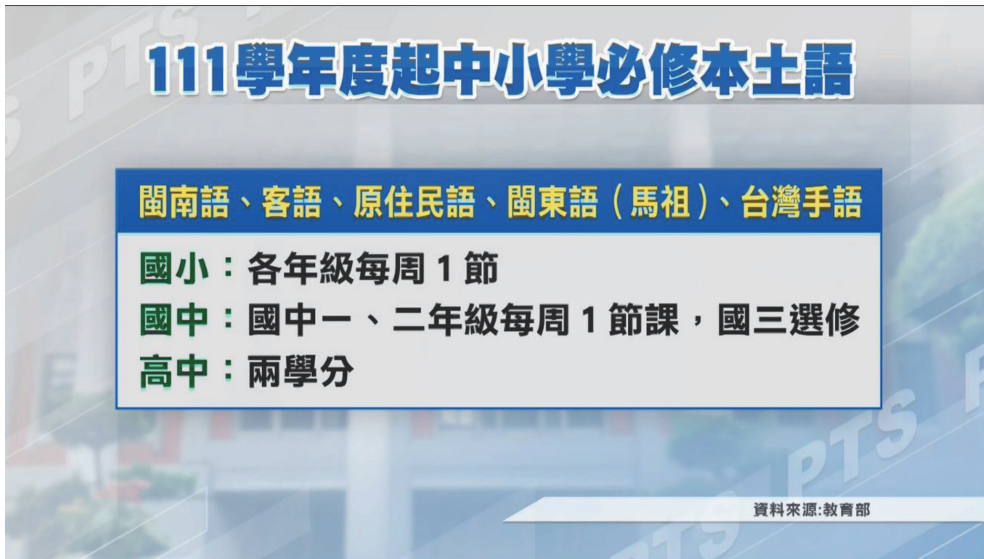


図 1 公視新聞網「111 學年度起 本土語言列入中小學必修課程」

私はその屏東市内にある県立中学校である屏東縣立至正國民中學を当年 8 月から半年間、週 2 回 45 分の授業を 30 名ほどの生徒および教員に対して行っていた。

当時のメモや授業記録を調べたところ、國語と台語の授業は実施され選択科目では日本語の授業がある一方で客家語や原住民言語の授業はなかった。

その後、私的な旅行で 2023 年 11 月に屏東市を訪れた際、当時の上記中学校を再度訪問した。そのときは授業の様子を参観させてもらい現地の教員と教育状況のヒアリングをしたが、その時点でもやはり客家語や原住民言語の授業は実施されていなかった。

4. まとめ

本研究を実施した時点で私は札幌市内の私立高校の教員であり、上記の中学校訪問もフィールドワークというよりは一人の教員としての現地教員との交友を深め、また教育上の助言を求める場であった。そしてそれゆえ英語科や国語科（國語・台語）の授業を見学し、その教員が現地でいかに言語教育を行なっているかを知ることができた。

その後、私は 2024 年 9 月に高等専門学校の英語科担当の助教として職が変わり、研究機関の教員として本格的に本題に向き合い、研究するチャンスを得た。この度の本稿の執筆はまさにその過渡期の中（2024 年 10 月末日締め切り）で行われており、私にとっては研究者として最初の一步である。そしてその一步を思い入れの深い台湾の屏東について行うことができ、この上ない喜びを感じている。



図2・3 台湾原住民族文化園區（左）とその入園券（右）

フィンランドのヘルシンキ大学大学院でアルタイ語圏の比較言語学に関する研究を修了して以来、これまで高校教師として職務に追われていた。それゆえ、アカデミアとしてはまったく一からのスタートである。博士号もない、査読付きの論文もない、本格的に参加している学会もない、科研費は応募すらまだしたことがない。その中で本稿を書かせてもらうチャンスをいただいた。私としては、武蔵野大学サステナビリティ研究所の研究員をさせていただいているこの上ない感謝とともに、これからどんどん活動して活躍できるチャンスを見つけていかねばならないと強い意欲に満ちている。この研究紀要が様々な分野の優れた方々の目に留まり、お繋がりになれば幸いです。⁹



図4 屏東縣立至正國民中學での筆者の授業風景（2016年9月）

9 連絡先（林祥史 和歌山工業高等専門学校）：y-hayashi@wakayama-nct.ac.jp

参考文献

1. 中華民国文化部「國家語言發展」（中国語）
<https://www.moc.gov.tw/cp.aspx?n=131>（2024 年 10 月 24 日閲覧）
2. 中華民国教科部「国家言語發展法」（日本語）
<https://www.moc.gov.tw/jp/cp.aspx?n=329>（2024 年 10 月 24 日閲覧）
3. 公視新聞網「111 學年度起 本土語言列入中小學必修課程」
<https://news.pts.org.tw/article/556757>（2021 年 12 月 2 日 19:34 更新、2024 年 10 月 24 日閲覧）
4. 文部科学省「昭和 22 年教育基本法制定時の規定の概要」「第 4 条」
https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_04.htm（2024 年 10 月 24 日閲覧）
5. 全國法規資料庫「中華民國憲法」「國家語言發展法」「原住民族語言發展法」「客家基本法」（2024 年 10 月 24 日閲覧）
6. 「旅する台湾・屏東（へいとう）あなたが知らない人・食・文化に出会う場所」
一青妙・山脇りこ・大洞敦史、2023 年、ウェッジ社